

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和 4 年 10 月 25 日、君津緩衝緑地（西君津）の枯松の一部が強風によって県道（主要地方道木更津富津線）側に倒れ込み、沿道の転落防止柵を損傷させたもの。
和解の相手方	千葉県君津土木事務所長 田村 英記
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、82,500 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和 5 年 1 月 30 日

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子